

潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略改定方針

平成31年4月

1 改定の趣旨

「潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という）の計画期間は、平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までとなっているが、以下の理由から計画期間を1年間延長し、令和2年度（2020年度）までとする。

（1）第2次潟上市総合計画の後期基本計画は令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの計画期間の予定であることから、現総合戦略の計画期間を1年間延長することにより総合計画と次期総合戦略の計画期間を一致させることで、両計画の整合が図られるほか、相互に連携・協力して一体的に各施策に取り組むことができる。

（2）市民に、市政についてわかりやすい説明が可能となるとともに、進行管理を一本化し、事務の効率化を図ることができる。

（3）令和元年度中に策定される国及び県の次期総合戦略の内容を加味していく必要があること。加えて内閣府では総合計画と総合戦略を一体化して策定することを容認している。

〈参考〉

総合計画と総合戦略の期間

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度～ (2021年度)
総合計画 前期基本計画 平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)			総合計画 後期基本計画 令和3年度(2021年度)から 令和7年度(2025年度)
総合戦略 平成27年度(2015年度)から 令和元年度(2019年度)		1年間延長	次期総合戦略 (予定) 令和3年度(2021年度)から 令和7年度(2025年度)

2 改定内容

現総合戦略の計画期間を1年間延長し、平成27年度から令和2年度までの6年間とする。

3 改定時期

令和元年度末までに改定する。

4 検討項目

- (1) 改定にあたり、基本目標及び各施策の重要業績評価指標（K P I）の数値目標の変更等を行う。具体的な施策や主な事業については、必要に応じて改定する。
- (2) 延長期間においても、効果検証や総合戦略の改定に際し、妥当性・客観性を担保するために「潟上市まちづくり市民会議」から意見を伺う。

5 改定スケジュール

平成31年	4月	改定方針の策定	
(2019年)	5月～9月	現総合戦略の取組（進捗）の確認	改定案の作成
	6月	行政報告	
	10月	まちづくり市民会議の開催	
	11月～2月	国・県の総合戦略の内容を確認	
	3月	まちづくり市民会議及び潟上市地方創生推進本部会議の開催	